

消防署長の専決権限について

(1) 新たに消防長から消防署長に委譲する主な業務

①	立入検査及び資料提出（消防法第 4 条関係）
②	消防同意（消防法第 7 条関係）
③	防火管理者選解任届出及び消防計画作成変更届出（消防法第 8 条関係）
④	共同防火管理協議事項届出（消防法第 8 条の 2 関係）
⑤	消防用設備等の検査（消防法第 17 条の 3 の 2 関係）
⑥	消防用設備等の点検結果報告（消防法第 17 条の 3 の 3 関係）
⑦	消防用設備等基準特例適用（消防法施行令第 32 条関係）
⑧	禁止行為の指定及び解除承認（火災予防条例第 23 条関係）
⑨	百貨店等の避難通路（火災予防条例第 38 条関係）
⑩	防火対象物使用開始届出（火災予防条例第 43 条関係）
⑪	火を使用する設備等の届出（火災予防条例第 44 条関係）
⑫	指定洞道等の届出（火災予防条例第 45 条の 2 関係）
⑬	少量危険物等届出（火災予防条例第 46 条関係）
⑭	タンクの水張検査等（火災予防条例第 47 条関係）
⑮	開発行為に係る事務（小田原市開発審査条例関係他） ・小田原市開発審査条例に基づく開発事業計画の届出に伴う事務 ・開発行為の許可に必要な事前協議に係る意見書（事前協議を行う市町宛の意見書）

(2) 従前どおり消防署長の専決権限となる主な業務

①	圧縮アセチレンガス等貯蔵取扱届出（消防法第 9 条の 3 関係）
②	火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出（火災予防条例第 45 条関係）
③	各種証明事務（小田原市消防本部証明事務取扱要綱関係）

(3) 消防署長に専決権限を委譲しない業務

消防法に基づく危険物の規制に関する事務は、市長の専決権限の事務として消防長に委譲されているため、広域化後も消防長の専決権限の事務とする。